

第5回

関市学校規模適正化審議会

会議録

(令和5年12月25日)

第5回関市学校規模適正化審議会

1 日時

開会 令和5年12月25日(火) 午後1時30分

閉会 令和5年12月25日(火) 午後2時57分

2 場所

関市役所 6階 6-2会議室

3 出席委員

会長(学識経験者)	江馬	論
副会長(自治会代表者)	遠藤俊三	
委員(保護者代表者)	古川雅志	
委員(保護者代表者)	藤吉智志	
委員(学校代表者)	花村英泰	
委員(学校代表者)	澤田通直子	
委員(公募)	長瀬房子	
委員(公募)	清水宗夫	

4 欠席委員

委員(幼稚園・保育園代表者)	大岩寿喜子	
----------------	-------	--

5 説明のために出席した者

教育長	森	正昭
教育委員会事務局長	後藤	勝巳
教育総務課長	遠藤	英治
学校教育課長	平田	昌隆
教育総務課課長補佐	廣瀬	正則
学校教育課課長補佐	亀山	雅之

6 傍聴者

1名

7 次第

- 1 あいさつ(教育長)
- 2 あいさつ(会長)
- 3 協議事項等
(1) 答申(案)について
- 4 あいさつ(副会長)

8 議事内容(概要)

○事務局長

皆様、こんにちは。ただいまから、第5回関市学校規模適正化審議会を開催いたします。

本日は、お寒い中またご多用のところご出席いただきまして、ありがとうございます。

なお、本日は、大岩園長が欠席されておりますので、よろしく願いいたします。

では初めに、森教育長がごあいさつを申し上げます。

○教育長

皆様、こんにちは。

第5回の審議会にお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

先日の市議会、一般質問において、義務教育学校に関する質問がございました。そこで、現在は、学校適正化審議会を設置し審議を進めていただいているので、審議会の答申を待って、教育委員会としての方針を決めたいとお答えをしています。

それに関連して、お手元に2種類のパンフレットを配付させていただきました。一つは、本巢市の義務教育学校根尾学園ですが、1、2年生10人、3、4年生9人、5、6年生9人、7、8、9年生は、各5人という規模です。そのため、小学校は複式です。メリットとしては、中学校の先生も小学校を指導することができるので、教科担任制を行ったり、できるだけ単クラスで授業をするというようなことが行われています。

もう1つの、白川村の白川郷学園は、学年13人から17人の規模ですので、複式ではありません。白川村の小中学校を1つに統合して、岐阜県で初めての義務教育学校として開校しました。

どちらも規模的にはそれほど大きくはないですが、それぞれの地域で、地域の教育、ふるさと教育等を中心に実践していこうということと他のところと統合するということは、なかなか難しい地域柄でもあるということで、地域で9年間子どもたちを育てていこうというような思いのある学校を2つ紹介しました。また、県内にはこれらの他に、羽島市の桑原学園や大規模なところでは、今年度開校した北方町の北学園、南学園があります。人数が多いことによって難しいところがあるのではないかと考えています。

本日は、5回目ということで、またいろいろとご審議いただけるとありがたいと思います。どうかよろしく願いします。

○事務局長

続きまして、江馬会長様からごあいさつをいただきたいと思います。

○会長

皆様、こんにちは。年の瀬も迫ってまいりました。

本日は、5回目ということで皆様のご意見をたくさん頂戴いたしまして、できればまとめに入りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局長

ありがとうございました。

それでは、早速ですが、協議に入りたいと思います。

以降の議事進行については、江馬会長様にお願いしたいと思います。

○会長

今まで頂戴いたしましたいろいろなご意見を事務局の方で文字化して答申案という形でまとめていただきました。一つ一つご説明いただきながら皆様方からのご意見、修正点を含めて、成案にしていきたいと思っております。本日は、2時間程を予定しています。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、答申案の1番基本方針について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局

(配付資料にて説明)

○会長

ご説明、ありがとうございました。

基本方針について、今までにこの場で伺ったご意見をこのように文字としてまとめていただきました。何か質問やご意見はございますか。

○委員

4番最後の部分で、何か遠慮しすぎのような気がしますので、「財政負担が過大とならない方策とする」という部分をカットしてはいかがでしょうか。

○会長

前段の部分で、財政負担が過大とならないという意味が含まれておりますので、シンプルに「検討する」までに修正させていただきます。貴重なご意見ありがとうございました。

続きまして、2番学校規模適正化実施について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局

(配付資料にて説明)

○会長

ご説明、ありがとうございました。

学校規模適正化実施については、各論について方針をまとめていただいたと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

1 番の学校再編基準のところ、「学校施設等が整っていることを条件とする」とすると、整っていない場合は、学校再編はいつまでたっても実施できないということになります。よろしいですか。

○教育総務課長

空き教室の確保ができた場合、小学校同士、中学校同士の再編では、施設を整える必要はないと考えています。ただし、義務教育学校では、9つの教室が必要になりますので、既存の校舎に当てはめた場合に教室が足りない状況になることを想定しています。

○委員

武芸川地域では、武芸小が早く複式になり、博愛小と統合する場合に博愛小の機運が盛り上がりませんし、また地域が離れているので、中間に新たな校舎が必要となった場合に財政的に困難であるとする再編が進まないのではないかと少し心配をしています。そのような意味で、「条件とする」という表現が気になりました。

○会長

各論をこれから見ていくとすべてを保証されているかどうかは、いろいろあるかと思いますが、「条件」を前提に変えるというのは、いかがですか。よろしいですか。それでは、1番の3行目を「前提」とさせていただきます。続きまして、次の3ページ用語の説明について、ご説明をお願いします。

○事務局

(配付資料にて説明)

○会長

ご説明、ありがとうございました。

4つのことについて、定義をまとめていただきました。いかがでしょうか。

○委員

隣接区域選択制について、従来の学校と義務教育学校が隣接するってこともあるんだね。あった時に、親や子どもにとって教育内容、教育効果、そういうものについて同じですよということを理解してもらわないといかんと思うよね。初めてそういうことを聞いた人にもわかりやすくどこかでそれを示さない。同一市内に2つの学校の種類が存在すること自体も子どもにとって、これはこういう意味で何も問題ありませんということはどこかでやっぱり示していかないと。これは一緒の大前提で書かれとるもんで、どこで示すといいかなっていうことを思います。

○会長

今のご意見は、関市がいろいろな形で答申案がまとめられて、何年かして具体的に変わった場合に、おっしゃったような状況が出て、その時に、市民、保護者に対して、ホームページとか何かでお知らせするという段階の話かなという風に思います。

○委員

それと同じことで、義務教育学校を目指していく、その良いことの中に、教科担任制に非常に有利ですよということを、教員配置の基準みたいなものや従来の学校との数の違いとか、管理職の違いもあるけれども、教員配置のどこがどのくらい違うかというものをやっぱり示さないと、それにする意味は、理解してもらえない。

○会長

とおっしゃってるのは、この答申案の中でそれを説明しないと、この構成としてどうなんだっていうご意見か、あるいは保護者のことを意識されて、それをどこかで説明した方がいいというご意見なのか、どちらに重きを置いたご意見ですか。

○委員

なぜこれを進めていくのか、ここで示していくべきじゃないかな。

○会長

ただ、私ども今まで4回の審議会で見聞交換してきた中で、義務教育学校はどういうことだという勉強、あるいは、小規模校あるいは隣接区域選択制についても逐一説明をしていただいて、私どもは理解しているという風で、ここに来ています。ご意見は、後に保護者の方々などに理解を深めるようにしてくださいということだと思います。ありがとうございます。

○委員

隣接区域選択制に関してなんですけれども、最後の行で、「児童生徒のみで安全に通学できることを条件とする」と書いてあるんですが、これは、関市の特定の地域が、自分が通う学校より隣にもっと近い学校があるから、そっかっていう話で出てきた話だと思うんですけれども、そこから考えると、また地元の話で恐縮ですが、例えば、武芸小の子が博愛小に行くことは、通学距離が長くなるので無理っていうことですよね。僕が少し前に美濃市PTA連合会の会長さんから聞いた話だと、美濃市も選択制をやっているんですけど、兄弟がもう既に通っている学校に行くから変わらないとか、親がそんな遠くまで連れていけないから等の理由で、実質はほとんど異動はないようなことを聞きました。どこの学校にでも行っていいよっていうことにすることで、いじめにあった子が、別の学校に行きやすくなる。この子は、いじめだから来たのではなくて、行けるから来たんだよということが言えるためのものが実際メインだよみたいなことをおっしゃっていて、なるほどと思いました。例えば、さっきの話だと、いじめにあったとして

も武芸小から博愛小へ行けないじゃないですか。小規模特認校制度もあるんですけど、どこまでそれが保護者の希望で各小学校に配置されるかわからない中で、今のこの条件だと逃げ道がないので、何か少し言い方を工夫することで、そういう可能性がある子を行きやすくできないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○会長

ここの1番最後のところは、この場、あるいはいずれ市がいろんなことを実施していくうえで、困らないようにしているところなんですよね。そういう立場で書かれているので、どうすればいいですか。

○教育総務課長

隣接区域選択制というのは、どういうものかという説明の中では、これは学校選択制度の1つです。関市は、従来の通学区域は残したままで、隣接区域内の希望する学校に就学できるようにします。その条件としては、児童生徒のみで安全に通学できることが条件ですよという説明をしています。この制度を発表するときに、漏れた場合はどうなるのかということと、また、それ以外の場合でも「区域外就学制度」があるので、ここには書いてないですが、何らかの理由でこの学校には行けないけど、隣の隣の学校には行ける場合などでは、この制度を適用しています。ただ、今回の説明の中では、特段、学校選択制のうちの1つであるということで、このままの表現で問題ないかと考えます。

○会長

この隣接区域選択制というのは、案としてどこの地区でもすべてこれは選択できるという風にね、市全体にするわけですよ。それを保証するための文言の説明です。いかがでしょうか。必要以上の誤解を招かないために、文言として書いた方がいいと思います。

では、4ページ以降各論に入っていきます。中学校区ごとにご協議いただきます。ご説明をお願いします。

○事務局

(配付資料にて説明)

○会長

前回までに皆様方には十分ご理解していただいていることとなりますが、一読いただきましてご意見をいただきたいと思います。

【板取川中学校区】

○委員

小規模特認校の小学校に通った場合の進学する中学校は、元に戻るという形になるのでしょうか。

○事務局

美濃加茂市では、中学校になる時に選択ができて、自分の地元の学校に戻るのか、そのまま進学するのか、選択することができるようになっていきます。関市も同じ考え方でいます。

【津保川中学校区】

○委員

令和2年度の武儀小再編時に、何か条件が付いていましたか。

○教育総務課長

元々、武儀東小、武儀西小になった時に校章や校歌はもうすでに統一され、再編を前提とした学校づくりをされていまして、特段、再編に対して条件等はなかったと聞いています。

【武芸川中学校区】

○会長

義務教育学校を設置した場合には、場所的にはどんな感じになりそうでしょうか。

○教育総務課長

場所は、白紙ですが、真ん中にあるのは中学校とか、当時の町役場、現在の地域事務所等がある位置が、ちょうど真ん中に当たるかなと考えます。中学校敷地には、まだ余裕がありますので、その辺りになるかもしれませんし、地域との話し合いによれば、人口が多いところに引っ張られる可能性もあるかと思います。今のところは、白紙です。

○教育長

今、実際に、武芸小、博愛小の通学に関して課題となっているのは、武芸川中を挟んで、小知野地区と川向かいの平地区があって、それぞれ小知野は武芸小、平は博愛小と別々の小学校に通っています。夏の時期には通学が大変で熱中症などが心配されています。そこで路線バスとか地域バスを使用したいという要望が出ています。あの辺りが一番真ん中になると思われます。できれば先に小学校同士の再編をすることは考えずに、やるなら最初から義務教育学校をどこどこに作るよと言って、令和11年以降に設置した方が進みやすいかと思います。先ほどの2校区は、人数が減っているので、保護者の要望があれば、本当に令和何年っていうのを待たず、統合があってもありかなというの予想される場所です。

○委員

今、教育長さんが言われたとおりで、僕もそれが本当に言いたかったところがあって、書いてなかったのが、配慮してくださっているんだと思ったんですけど、ここは小学校の再編を先に進めることは多分無理だと思うんです。義務教育学校の良さをしっかりとPRして、義務教育学校という

ことで進めていく、住民や保護者の方との合意を図っていくという方法がベストかなと思います。

早く進めないと、武芸小はどんどん小さくなっていくので、博愛小はそういう切迫感はまだ少ないんですが、この学校規模の違いに対する不満が出てくると思うので、やっぱり早く進めておく地域の1つではないかと思っています。

【富野中学校区】

○委員

小規模特認校制は、いつから採用されるんですか。

○教育総務課長

やったことがないのでわかっていないですけど、一応、学校と地域からやりたいと言われて、教育委員会が認めてからになりますので、教育委員会の方が地域にやってくださいよっていうわけでもないようですので、その辺りのタイミングはあるかと思っています。

○委員

希望が出たら、やれるってことですか。

○教育総務課長

希望が出て、この地域でこのやり方なら大丈夫そうですね、特色が出せそうですねという判断のうえで導入することになるかと考えています。

○教育長

保護者のアンケートを見ると、その地域の保護者は、一刻も早く大きい学校へ行きたいというご意見の方が何人かいて、ただ、年齢が高くなると学校をなくさないでほしいというご意見がある地域なので、地域として富野という昔からある地域で、富野小中の統合や再編だけで押すと、多分、反対される方、賛成される方とで別れると思うので、ほかの1つとして、小規模特認校制が入れてあると思いますが、もう1つは、義務教育学校でもいいのではないかという意見が出てくる地域ではあると予想しています。ただ、この会としての意見としては、隣の学校へ行っても適正化にならない場合は、そこで工夫するしかないですが、隣の学校へ行けば、適正化にできるということを最優先した形の方針であると思っています。

○会長

逆の言い方をすると、この会議としてここに義務教育学校ということを書き込むほどの根拠としてはなかなか難しいということですね。示してくださった案でよろしいでしょうか。

○委員

確か、この地域で学年に女の子が1人だけということだったので、直接

書く書かないはあるとは思いますが、何らかの対応を急ぐべき地域という認識は、我々としては持つべきなのかと思いました。

○会長

それで、何か文章に付け加えということでしょうか。

○委員

優先順位が高くあれば、どちらでもいいです。

【緑ヶ丘中学校区】

○会長

特段、変更はないですが、ただし書きのところで、校区の変更をしてはどうかということですが、いかがでしょうか。

○委員

この前山・赤尾・稲口地区の子どもたちは、初めから桜ヶ丘小校区にはならないという捉え方ですか。

○教育総務課長

歴史的な背景から、前山・赤尾・稲口地区は、安桜小校区という認識があるものですから、自治会単位のことから考えると、まず、小学校はそのまま考えさせていただきました。あえて、小学校を安桜小から桜ヶ丘小に変えるという発想がない状況で考えて、進学先を緑ヶ丘中にするとなりました。

○委員

遠いですね。とっっても中学校までが遠いなと思います。だったら、初めから桜ヶ丘小校区にして、桜ヶ丘中へ行った方がいいのになって考えるんですけど。

○教育総務課長

新住民の方とかは、むしろ、目の前にある学校に通いたいと思われると考えられます。そこで、学校選択制を利用できます。それを最初から桜ヶ丘小にこの地域は行ってくださいと言うと、割と時間とエネルギーがかかると考えられましたので、まず、子どもたちを同エリア、みんな同じ中学校に行けるようにするという内容を優先に考えた内容になっています。

○委員

南ヶ丘小の児童は、桜ヶ丘中へ通学していますが、市としてそのあたりを加味することはないですか。

○教育総務課長

後のページに出てくる南ヶ丘小も、元々倉知小から分離しているもので

すから、この会の中の意見でもあったとおり、歴史的背景から行くと、小学校区は倉知小にするという流れになると中学校もそこでまた桜ヶ丘中に戻すというのはあまり良い選択ではないと思うので、一旦は緑ヶ丘中という書き方にこの会の答申案ではなっています。自治会の区域を触るようなことは、今回の答申ではしていません。

【旭ヶ丘中学校区】

○委員

旭ヶ丘小の場合は、以前、桜ヶ丘小ができる前は、鋳物師屋や東山まで、あの辺も全部旭ヶ丘小だったんです。それで、桜ヶ丘小の児童を増やすために、関口の線路の南からが桜ヶ丘小になり、富岡小ができて、随分、西の平賀まで富岡小で、結局、旭ヶ丘小校区が狭くなってきたっていうことがあるんですね。桜ヶ丘小よりも旭ヶ丘小の方が近いし、富岡小よりも旭ヶ丘小の方が近いのに、なんでだろうとすごく疑問に思っていたので、これにしかたらないのでは仕方がないですけど、学校区が少しでも広がるとういなと思います。

○会長

この会議で学校区を変更するのは、なかなか難しいですね。それを教育委員会にお願いするのはどうかというところもあります。

【桜ヶ丘中学校区】

○委員

南ヶ丘小から倉知小まで遠距離になりますが、ここに「遠距離通学となる地域には、スクールバス等で対応する」という一文を記載しなくてもよいですか。

○教育総務課長

前の校区で記載した部分については、具体的な方針を示している段階であったためですが、南ヶ丘小については、まだ、かなり先のことなので、そこまで具体的なことではなく、どちらの学校と結びつくべきかというようなことのみ書かせていただいております。

【下有知中学校区】

なし

【小金田中学校区】

なし

(修正箇所の確認)

○会長

全体を通して、何かご意見ございませんか。

○委員

小規模特認校制ですけれども、いくつかの学校でそれが設置可能な内容になっていて、それがうまく機能すればいいなと思いますが、実際のところ、できるものなのかなというところで、地域でありあまり余裕がない、先生方にもそんなに余裕がないんじゃないかと。そこで、蓋を開けてみたら、その機能が全く受け皿になっていないよねとならないかということをし心配しますが、いかかでしょうか。

○教育総務課長

小規模特認校制に関しては、地域が学校を残すことを強く望まない限り難しいと見ています。また、保護者や地域が、学校を再編してその地域から学校がなくなっても、子どもたちが幸せならと思っていただければ、選択する必要はないです。小規模特認校制を採用したとしても、本当にほかの地域から子どもたちが集まってくるかはまた別の話になりますので、その地域の魅力だとか通いやすさだとかが当然あると思います。なかなか現実的には難しいですが、その選択の余地は残してあるということになるかと思っています。

○会長

学校選択制は、ここでまとめた後に、市としては、どのタイミングで導入することになりますか。

○教育総務課長

スケジュールとしては、答申を受けた後に、教育委員会の方で計画案の方を策定しまして、今年度中に、議会の方及びパブリックコメント、ホームページ等載せて広く意見を聞くということをやらせていただきます。来年度早々にこの計画案の説明会を開催して、計画案を計画に変えるということをしていく予定ですので、その計画ができれば、その計画に沿って始めることとなります。

○会長

皆様方からのご意見を頂戴いたしまして、学校規模適正化答申（案）を確定させていただきたいと思っております。この答申案はいずれ、答申ということで進めさせていただくこととなります。また、それを受けて教育委員会の方では、この規模適正化の計画をこれから順次進められていくことだろうと思っております。

これでこの審議会を終了したいと思っております。実りある答申案ができたと思っております。本当にありがとうございました。

○事務局長

それでは、閉会にあたりまして、遠藤副会長からごあいさつをいただきます。

○副会長

皆様、お疲れ様でございました。

諮問に対してこのような答申案をまとめさせていただいたということで、あとは教育委員会の方で対応をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

皆さんもご存知のとおり、美濃市の学校選択制では、最終的には1人か2人だけが希望したようでございます。関市の場合は、境界線のいろいろな課題がありましたので、その部分が解消されていくのかなということを思います。旭ヶ丘小が適正規模になっていくとちょうどいいと思うわけです。人数を調べれば、何人ぐらいがいるかということも分かると思います。

それからもう1点は、特色ある学校づくりについて、富岡小と旭ヶ丘中の学校運営協議会に長瀬さんと一緒にお邪魔していますが、もっと充実させるというか、市の方で、教育委員会の方でも、そこはちょっとテコ入れをしていただけるといいかなと思います。私たちが、これが必要とこうして答申しても1番大事なのは教育内容ですので、ぜひそれをお願いしたい。

それから、私は前から、この機会です少しお話している不登校の子についての学校ということ考えた時に、今の普通学校あるいはこれからの学校と同じレベルで考えるのではなくて、どうして教育内容も改定されて進んできたのに、少子化の中で、学校や学校を取り巻く環境、あるいは地域社会の変化の中で、不登校の児童生徒が増えてきているのかと。岐阜市の草潤中学校のような取り組みのレベルで物事を考えると、小学校からずっと不登校の子をどうしたらいいのかと。本当に自立するその学びをどこで保証していくかということ考えた時に、非常に大事になってくるんじゃないかなと思います。関市の場合は、L教室を3校設置してスタートしたばかりだから、その状況を十分見極めていただいて、何らかの対応を考えていただけるといいかなと思いました。余分な事を言いました。

どうも皆さん、ありがとうございました。